

社会福祉法人山口県共同募金会萩市共同募金委員会
赤い羽根共同募金地域助成事業交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、地域を良くしていこうと活動を支援することを目的とし、社会福祉法人山口県共同募金会萩市共同募金委員会（以下「委員会」という。）が行う助成の基準及び手続きについて定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 萩市内で活動する団体やボランティアグループ
- (2) 団体において、その運営が自主性、非営利性、公開性を原則としていること
- (3) 共同募金運動を通して、地域福祉活動に参画、賛同する団体

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に実施し完了できる事業で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 萩市社会福祉協議会が行う地域福祉事業
- (2) 公募助成
 - ①子どもの生活と子育てを支援するための事業
 - ②障害者の地域生活を支えるための事業
 - ③高齢者の地域生活を支えるための事業
 - ④災害対策のための事業
 - ⑤更生保護を目的にした事業
 - ⑥その他、地域福祉を推進するための事業

(対象となる経費)

第4条 地域における福祉活動全般に要する経費で、単なる団体の運営費など事業実施に直接関係のない経費は対象としない。なお、申請される事業に対し、他から補助金や助成金等を受領または受領予定の場合は、原則対象外とする。

- (1) 謝金 …研修会や講演会における講師への謝礼等
- (2) 旅費 …講師への旅費等
- (3) 消耗品費 …材料代等
- (4) 印刷製本費 …資料作成代、印刷代等
- (5) 通信運搬費 …切手代、はがき代等
- (6) 保険料 …事業にかける保険代等
- (7) 入場料・使用料…会議室等の使用料、借上料等
- (8) その他、委員会が必要と認めた費用

(対象とならない事業)

第5条 助成対象とならない事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 政治・宗教・組合等の運動のための手段として行われる事業
- (2) 助成金以外の収入が期待でき、これによって当該活動が実施できる事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 事業とは関係のない飲食代(打ち上げ、親睦会等)
- (5) その他、共同募金の趣旨にそぐわない事業

(助成金額)

第6条 助成金額は、集められた募金の範囲内とする。応募多数の場合や募金が少ない場合は、申請内容の確認を行い減額となる場合がある。

(申込方法)

第7条 募集及び申請手続きは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 募集案内は、萩社協だより等により行い、公募とする。
- (2) 助成を受けようとする団体は、定められた期間内に必要書類(様式5、様式6、事業計画書、予算書)を添付し提出しなければならない。

(助成及び助成額の決定)

第8条 申請を受理した場合、萩市共同募金委員会審査委員会において、申請内容を検討、審査し助成額を決定する。決定した場合、決定通知書により申請団体に通知する。

(助成金の交付・周知)

第9条 助成金は、助成決定後に交付申請書(様式3)、決定計画書(様式4)に基づき交付する。また、助成を受けた団体は、機関誌やチラシ、ホームページ等で「赤い羽根共同募金」の助成を受けている事業であることを啓発するよう努めなければならない。

(事業報告)

第10条 助成を受けた団体は、助成事業完了後、必要書類(様式1、様式2、事業報告書、決算書)を添付し提出しなければならない。また、当日の様子が分かる写真を、赤い羽根データベース「はねっと」(中央共同募金会が共同募金の使い道を公開)や萩社協だより等で紹介するため、併せて提出しなければならない。

(助成決定の取り消し及び返還)

第11条 助成を受けた団体が次に掲げる各号いずれかに該当する場合、助成決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 助成対象となった活動を休止又は中止した場合
- (2) 助成金を指定した活動に使用しない場合

- (3) 虚偽若しくは不正の申請又は報告をした場合
- (4) 助成を受けた年度内に助成対象となった活動ができなくなった場合
- (5) 助成対象となった活動経費の経理状況がきわめて不良と認められる場合
- (6) 助成対象事業終了後、助成金に余剰金がある場合
- (7) その他、審査委員会の調査により不相当と認められる場合

(募金活動への参加)

第12条 助成を受けた団体は、共同募金運動期間に行う事業やイベントの場において、募金活動に積極的に取り組むものとする。

(その他)

第13条 本要綱の定めのない事項については、委員会会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。